

# 教育委員会提出議案

## 第29号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)

中の職員として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、  
勤勉手当の支給期間における欠勤等日数の算定について所要の改正を行うため、本案  
を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤め手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。） (新設)</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあっては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間 イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員 の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第3条 の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承 認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合 算した期間）が1月以下である育児休業 ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員 の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育</p>

<p>(7)～(15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>見休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間  (当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)  が1月以下である育児休業</p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p>
------------------------------------	---